

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第 2 の規則で定める事務)	(条例別表第 2 の規則で定める事務)
第 7 条 [略]	第 7 条 [略]
2 [略]	2 [略]
<u>3 条例別表第 2 第 3 号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>	
<u>（1） 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u>	
<u>（2） 採石法第32条の 7 第 1 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u>	
<u>4 [略]</u>	<u>3 [略]</u>
<u>5 [略]</u>	<u>4 [略]</u>
<u>6 [略]</u>	<u>5 [略]</u>
<u>7 [略]</u>	<u>6 [略]</u>
<u>8 [略]</u>	<u>7 [略]</u>
<u>9 [略]</u>	<u>8 [略]</u>
<u>10 [略]</u>	<u>9 [略]</u>
<u>11 [略]</u>	<u>10 [略]</u>
<u>12 条例別表第 2 第12号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>	
<u>（1） 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第 3 条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u>	
<u>（2） 砂利採取法第 9 条第 1 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u>	
<u>13 [略]</u>	<u>11 [略]</u>
<u>14 [略]</u>	<u>12 [略]</u>
<u>15 [略]</u>	<u>13 [略]</u>
<u>16 [略]</u>	<u>14 [略]</u>
<u>17 [略]</u>	<u>15 [略]</u>
<u>18 [略]</u>	<u>16 [略]</u>
<u>19 [略]</u>	<u>17 [略]</u>
<u>20 [略]</u>	<u>18 [略]</u>
<u>21 [略]</u>	<u>19 [略]</u>

<u>22</u> [略]	<u>20</u> [略]
<u>23</u> [略]	<u>21</u> [略]
<u>24</u> [略]	<u>22</u> [略]
<u>25</u> [略]	<u>23</u> [略]
<u>26</u> [略]	<u>24</u> [略]
<u>27</u> [略]	<u>25</u> [略]
<u>28</u> [略]	<u>26</u> [略]
<u>29</u> [略]	<u>27</u> [略]
<u>30</u> [略]	<u>28</u> [略]
<u>31</u> [略]	<u>29</u> [略]
(条例別表第3の規則で定める事務)	(条例別表第3の規則で定める事務)
第8条 <u>条例別表第3の規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の監査の請求に関する事務は、当該請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</u>	第8条 <u>条例別表第3の規則で定める公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務は、これらの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査とする。</u>
<u>2 条例別表第3の規則で定める公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務は、これらの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査とする。</u>	
<u>3</u> [略]	<u>2</u> [略]
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。